

第二百四号議案

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和五年十二月五日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

別表十の項中「又は第三項」を「若しくは第三項又は同法第三十九条の二十二第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第二百四号議案

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例